

### 一、経済・行政政策

#### 1. 実行ある行政改革の推進と県財政の健全化について

##### (1) 県財政健全化のための方策の評価について

3年前に示された「財政再建方策」にもとづき、年間200億を超える財源不足を解消するため、職員の賃金カットをはじめとする歳出削減を押し進められてきましたが、9月7日に発表された財政見通しでは、平成20年以降3年間で1,237億円もの財源不足が生じるとの予測が示された。

この間、財政難の状況を踏まえ、一律予算削減でなく「大規模公共事業等の優先順位の明確化」や「急がない事業の先送り」、「高すぎると言われる設計価格見直し」、「国直轄事業の進度調整」などによる健全化を求めてきました。以下の諸点について見解を明らかにされたい。

- ① さらに財政悪化をもたらした主要な要因を明らかにすること。
- ② さらに財政悪化の状況に対して取った対応策と、そのことによる県民サービスへの影響について明らかにすること
- ③ 県民や職員に負担をかけながらも財政悪化招いた結果責任を明らかにすること。

##### (2) 新たな財政再建方策のたたき台として、9月7日の行財政改革推進特別委員会で、職員給与カットの継続、投資的経費の抑制に加え、職員の削減、福祉施策補助金の見直しなど、「聖域を設けず経費全般にわたって抜本的に見直す」との案が示されたが、県民生活への影響を最小限にとどめ、低所得者層への負担増に繋がらないよう配慮すること。

また、職員の給与カットの継続と職員削減は、労働意欲の減退と労働強化、県民サービスの低下につながりかねないことから、これを固定化せず増収対策や県民生活維持に直結しない投資的経費、補助金などの見直しを行うなかで弾力的におこなうこと。

##### (3) 県財政健全化に向けた取り組みについて

「機関委任事務」が廃止され、「自治事務」「法定受託事務」に整理されてきたが、「一部補助金制度廃止」の一方で、税・財源委譲が不十分なままとなっている。加えて、地方交付税の削減など国の借金を地方に転嫁する施策が強行される中にあるのは、国と地方の業務と負担のあり方を財政面から検証し、国に対し改善要請と行動を積極的に行い県財政の健全化を目指すこと。

- ① 財政再建中は負担金の必要な国直轄事業を休止させるなど、国に対する働きかけを強化しつつ税・財源の委譲、地方交付税の確保など財政基盤の確立を求めること。
- ② 財政再建中は、大規模補助事業や改築系補助事業の休止を宣言するなどの措置とともに、国の補助金制度の改革を強く求めること。

③ 県民や職員に対し負担を求め続ける対応策でなく、国策の制度矛盾など県民に明らかにしつつ、抜本的な改革を目指すこと。

#### (4) 公共事業執行に関わる国・県・市町の役割分担について

この間の市町合併により5市38町から8市9町に再編され、これに伴う県の出先機関の統廃合や権限委譲がなされてきたが、県管理の道路・河川・砂防・港湾・海岸・下水など公共事業の執行をはじめとする役割分担も地方財政が悪化する中で、維持管理さえ十分に行えない情勢にあることから、改めて国・県・市町との間で役割分担について検証することが必要と思われる。

検討にあたっては、県および市町とも財政逼迫の状況にあることから、いわゆる地方分権が確立できる自治体をめざすことを基本に、市町のみを負担を強いることのないよう検討すること。

#### (5) コミュニティづくり・協働の推進について

乏しい地方財政の中にあっては、公（国・自治体）、地域（住民組織）、個人（家族）の役割分担と、生活環境の維持・改善に向けた協働の推進が欠かせず、既存の自治会や住民組織の質的な強化、目的や役割の明確化などによる新たなコミュニティ作りが求められている。国の施策等を目的・意識的に活用しながら新たなコミュニティ作りに活用すること。

## 2. 公契約制度の確立および公契約条例の制定について

(1) 積算基準のない清掃や駐車場管理など労務提供型請負契約に対し、安心・安全の委託業務遂行を目的とした、最低限価格制度や標準仕様書作成が2007年度中に示される模様であるが、具体的内容について早急に明らかにすること。

(2) 昨年要求の流水プール事故を教訓とした「履行状況チェック体制の確立」については、請負約款や仕様書により履行確保しているとのことであるが、とりわけ、労務提供では労働者の労働条件や安全確保などを重視した履行状況地のチェック体制を確立すること。

(3) 昨年要求の公契約の公正・透明性、社会的価値の実現に向けた取り組みについては、公契約条例制定や制度確立に向けさらに研究を深めること。

## 3. 県民の安全確保について

(1) 自然災害時の県民の生命と財産を守るための対策の強化について

香川県は耐震化率が遅れていることから、公共施設・住宅を含めた耐震化など自然災害による県民の被害を最小限に食い止める施策の推進をはかること。

① 小・中・高校等を始めとする公共施設の耐震化に向け逐次取り組まれているが、厳しい財政下にあっても、大型公共工事に優先して実施すること。

- ② 国の「建築物の耐震改修に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う「香川県耐震改修促進計画」が19年5月に公表されたとのことであるが、その内容について明らかにすること。
- ③ 先の新潟中越地震の建物倒壊による被害にも見られるように、これまでの地震災害による「家屋倒壊」が人命に及ぼす影響が大きな原因となっている。しかし、県の財政状況を理由に「住宅等の耐震化の整備は県民自らの意識」とし「県の助成制度を設けない」との姿勢に疑問を持たざるを得ない。補助制度導入が県財政を左右するほどの負担になるとは考えられず、補助制度を活用して県民意識の啓発、耐震改修工事による経済活動の誘発などの効果も考慮し、将来の災害による被害を最小に食い止めるために「県の補助」について再考すること。

## 二、産業・中小企業政策

### 1. 地場中小企業の育成・支援、および都市計画について

- (1) 地場中小企業支援・育成について県としても努力されているところではあるが、県財政難のもとで公共事業の縮小による地場中小建設業者等の倒産が続いており、技術者の維持も難しい状況があることから、公共事業の執行にあたってはゼネコン向け大規模公共事業から地場中小向けの維持・修繕事業に重点を置くこと。
- (2) 一次産業の育成は、環境・食料・労働力問題の影響を受け地方行政にとって重要な課題となっており、これまでの農林・水産政策の域を超え、産業政策として総合的な対策を行う必要性が生じている。
- 県としても、県産品の安定生産体制の確立に向けた流通・消費システムの構築に向け食品加工・販売会社との連携や公共サービス部門への供給システム作りを積極的に推進すること。
- また、生産者の安定精算確保、食育の推進を考慮し、学校給食への県産品使用の拡大を図ること。
- (3) 都市計画の「線引き」廃止以降、土地利用の自由度が高まっているが、人口減少・超高齢化社会の到来や地球環境問題の深刻化、厳しい財政的制約を踏まえつつ、県内の実情にあう持続可能な都市づくりに取り組むための方針や、それを実現するための市町との連携等について検討すること。

## 三、雇用・労働政策

### 1. 安定した雇用確保と働きがいのある職場づくりについて

- (1) 香川県の雇用状況は、求人率で見ると改善されてきているが、求人の多くは非正規社員となっており、雇用の安定確保が図られているとは言い難い状況にある。非正

規雇用の多い求人企業への正規雇用拡大、新規卒業生の就業拡大と定着率を高めるための雇用条件の向上に向けた支援策を講ずること。

#### 四、男女平等・子育て支援政策

##### 1. 子育て支援の強化について

- (1) 子育てのニーズに対応した支援対策を充実させるため、市町と連携したニーズ調査を実施し、改善策を講ずること。
  - ① 保育所利用ニーズは、在住地から在勤地指向に向いていると思われるが、市町（自治体）を超えた利用が一部市町を除き不可能となっていることから、市町を超える広域利用ができるよう支援すること。
  - ② 市町は厳しい財政状況のなかで保育所の統廃合や、保育士のパート化・民間委託化の傾向が強まっており、利用者のニーズとかけ離れた行政側の思惑で子育て支援が形骸化しないよう助言および支援策を検討すること。
  - ③ 妊婦のたらい廻しが社会的問題化されるなかで、香川県では妊婦の緊急受け入れ体制が一定程度確保され不幸な事態は起きていないが、国および自治体の財政難を理由とした医療費抑制により医師不足や病院そのものの存続など医療環境が厳しくなると懸念されることから、優秀な医師の確保に万全を期し、「安心・安全」の医療体制を確立すること。

#### 五、福祉・社会政策

##### 1. 障がい者福祉の充実について

- (1) 「障害者自立支援法円滑施行特別対策」が、利用者負担の軽減措置、事業者への激減緩和措置等を目的に改善策が講じられ、これを実施するため都道府県に基金を造成し、地域の実情を踏まえ県から市町への助成をすることとなったが、障がい者や事業者の実情にあった公正な措置がなされているかの検証と必要な助言をおこなうこと。

また、この特別対策が平成20年までの措置であり、以降は利用者負担および事業主負担が増加し、サービスを受けられない利用者が続出する恐れがあることから、国に対し引き続き必要な助成措置を求めること。
- (2) 「障害者自立支援法」によるサービスの画一化・定量化・有料化への不安と不満が障がい者やその家族に存在していることから、障がい者およびその家族が必要とするきめ細かなサービスが提供できるよう、自立支援給付の提供体制の強化を図るとともに、地域生活支援事業の充実を市町に対して助言・支援をすること。
- (3) 障がい者の就労支援に向けた「障害者雇用促進」の検討が進められているが、障がい者の実情や就労適応能力に応じた支援策、および育成が必要となることから、個々

人に適応する就労やニーズに対応する総合的支援策を講ずるよう各関係団体との連携を強化すること。また、授産施設や小規模作業所の工賃の増額に向けた支援策を行うこと。

## 2. 児童福祉の充実について

- (1) 児童虐待の増加が社会問題化されており、香川県でも児童相談所での相談件数は増加傾向にあり、平成18年度は受付対応件数が420件と聞いている。今日的な社会情勢から判断し今後も増加傾向に歯止めがかからないと思われることから、専門的知識を有する人材を増配置し、児童の保護・支援体制を強化すること。
- (2) 厚生労働省は「各都道府県での児童自立支援ホーム設置」の奨励をしているが、現状の児童養護施設で高校進学、就職等の一定の自立支援がなされた児童の中には、家庭での受け皿がなく就労が続かない児童もいること。また、中卒後の支援が殆どなされていないことから、「自立支援ホーム」を早急に設置し、自立支援体制を確立すること。

## 3. 高齢者政策について

- (1) 昨年求めた「高齢者施策に関する審議会・委員会への香川県退職者団体連合代表参加」について、回答にある「付属機関の委員の選任に関する指針」に基づく団体の選考基準について明らかにすること。  
また、高齢者が関わる付属機関の多くは「県老人クラブ」代表と地域組織を代表する人の選考となっているが、香川県退職者団体連合は企業（労働組合）OBの横断的な組織であり、それぞれの人生経験を活かせるものと判断されることから代表者参加について再考すること。

## 4. 安心・安全の介護システムの確保について

- (1) 「コムスン」に代わる在宅介護の引き受け先が確定したことから、サービスを受けている人の不安解消がなされたが、今回の問題の要因に、採算に合わない、介護従事者の労働条件の低さ、社会的地位の低さなど、介護制度そのものにあることから、国に対し制度の改正を要望するとともに、地域介護事業者の育成・支援を強化すること。

# 六、環境政策

## 1. 環境マネジメントシステムの確立について

- (1) 環境行政の限りなき進展のために、PDCAサイクルの考え方を導入し、「環境政策における定量的な目標設定」「各行政部門の環境関連施設・事業の把握、および点検と見直しの仕組みの確立」「環境状況や環境政策の年次報告書の作成」「住民によるチェック・評価システムの導入」を行うこと。
- (2) 前項を有効に機能させるため、県内部組織として、部局横断による環境調整会議の

設置や、環境調査制度の設立を行うこと。

## 2. 地球環境温暖化防止対策について

- (1) 県の事務及び事業活動について、温室効果ガスの排出抑制計画を随時見直し、京都議定書にいう目標値をより早期に達成するため、排出量の多い企業に削減計画を義務付けること。とりわけ、民間企業へ発注の公共事業については、その事業推進のための目標値と実績報告を義務付けること。
- (2) バイオディーゼル燃料の研究開発・普及を積極的に実施・支援するとともに健康被害が取りざたされている自動車排気ガス対策(特にディーゼルエンジン車)として、他都府県において成果を挙げている規制条例を制定すること。

## 3. アスベスト対策について

- (1) 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第 5 条「建築物等の所有者の責務」では、有無の把握と飛散防止措置を講ずるよう努めなければならないと規定しているが、火災の際、周辺住民や消火作業従事者の暴露を防止するため、建物の存在する自治体(市町)に対し、把握状況と措置の実施状況について届け出ることを義務付けること。また、住民等がアスベスト使用建造物の所在を把握できるよう、各自治体に対し届出を受けた事項については情報公開するよう指導すること。
- (2) 建物等所有者に対し、把握した吹き付けアスベスト使用箇所については、封じ込めや囲い込みの措置では災害等により飛散することとなるので、阪神・中越地震の教訓を生かし「除去」するよう指導すること。また、除去を実施する所有者に対し低利融資や補助制度を行うこと。
- (3) 今後、吹き付け・含有アスベスト使用の建築物等の解体工事が増加することから、解体等施工業者の資質が問われる。業者の許可申請・登録、増改築・解体工事施行に際し、設備状況の確認はもとより、資質向上を図るため条例の周知徹底はもとより、国が示している解体作業等に係るマニュアルの周知を徹底すること。また、除去等作業現場でのサンプル調査結果が判明するまでは、周辺住民への健康影響を考慮し、同作業を中断させること。

## 七、交通政策

### 1. 鉄道・バス等公共交通の維持・促進と「高齢者・幼児・障害者など、人にやさしい交通」に向けた施策の推進について

- (1) 昨年10月の「道路交通法改正」に伴い、新たに「地域公共交通会議」を各市町に設置することとなったが、現行の「香川県バス等生活交通確保対策地域協議会」との関連性や、実効性について明らかにするとともに、「香川県公共交通機関利用促進協議会」との連携のあり方、および以下の点について考え方を明らかにすること。

- ① これまで、地域公共交通確保は路線維持のための「補助金」制度を中心に進められてきたが、この間の市町村合併による状況変化への対応策について。
- ② 将来の都市計画づくりに向けた検討が県および各市町で進められてきているが、県内の公共交通体系整備「地球温暖化（CO<sub>2</sub>削減）対策、市街化地域活性化、いわゆる社会的弱者の足の確保、公共インフラ維持コスト削減、交通事故対策、移動手段の安価・容易性の確保」などと総合的・一体的検討すべきであると考えているが、その取り扱い状況について。
- ③ 公共交通利用は、利用ニーズに即するとともに、誘導施策の推進も重要と思われる。利用促進は、日々通勤のマイカー利用から公共交通利用への転換を図ることが公共交通の維持確保に繋がるものであり、地域生活者に加え、勤労者および労働者団体の協議会への参加を促進すること。

## 2. 都市部における交通基盤の整備について

- (1) 高松市が取り組んでいるサンポートを含むの市街地区の活性化については、県内の観光拠点および他市の市街地域との公共交通機関との連結を図ることによって、香川県の活性化への効果をもたらすと思われる。  
関係市町と連携し、国が進める「オムニバスタウン指定」を受け、パークアンドライドや、トランジットモールなどによる交通体系の一体的に整備し、県都高松市の中心市街地にふさわしい町づくりを進めること。
- (2) 高速道路の延伸の効果による都市間高速バス利用が拡大するに伴い、高松市の「県庁通り・中央公園前」バス停が路線バスとの兼用や、交通量の多さにより混雑してきていることから、県が主体となって発着場所（乗り場）の棲み分けなど、緩和措置について関係機関と調整すること。

## 3. マイカー通勤抑制の推進について

- (1) マイカー通勤抑制対策は、前述の環境・交通事故減少・公共交通利用促進対策等の施策推進にとって重要であり、一昨年から取り入れた「エコ金デー」や、パークアイランドの推進は、県民への浸透は十分と言えない状況にある。さらに実効性が上がるよう関係各機関への積極的な協力要請を展開すること。
- (2) 通勤時間帯の路線バス等優先通行帯の有効活用策の推進に加え、PTPS（公共車両優先信号システム）やバスロケーションシステムの更なる整備、IT 技術を活用した施策を積極的に推進すること。

## 八、食料、農林水産政策

### 1. 地球温暖化防止対策・水源涵養のための森林保全の推進について

- (1) 地球温暖化防止対策として、CO<sub>2</sub>排出削減と共に、森林の吸収源対策の強化が求められているなかで、香川県の平成22年度温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）目標を8,172千トン／年としているが、その内、森林の吸収量をどの程度見込んでいるのか、現在の吸収量および平成22年度目標を明らかにすること。
- (2) 香川県の森林整備面積を、平成22年度目標10,000 ha としているが、吸収量目標に見合う整備となるのかどうか明らかにすること。また、見合わないとなればどのような対策を講ずるか明らかにすること。
- (3) 上記の森林整備を遂行するためには労働力が欠かせないことから、県として「緑の雇用事業制度」を活用し、林業労働者の育成・確保に努力をされているが、平成22年度目標達成に必要な労働量（人）についての試算を明らかにすること。  
また、現在の労働量（人）と必要労働量（人）の確保の見通し、および対策について明らかにすること。
- (4) (財)かがわ水と緑の財団は、平成9年4月に林業労働力確保支援センターとしての機能を担えるよう寄付行為の変更を行ったと聞いているが、県との連携や主要な事業の進捗状況について明らかにすること。
- (5) 昨年から実施している「香川流域森林林業活性化センター」と徳島県三好流域活性化センターとの連携による、香川県産材の利用状況を明らかにすること。また、香川県産材利用促進の課題について県としての問題認識を明らかにすること。  
同時に、合法木材の産地証明制度などにより国産材の建材利用が見直されつつあることから、関係機関・企業等との連携強化を図り香川県産材の利用促進につとめること。

## 2. 香川型農業の活性化策について

- (1) 国の農政改革による農家支援策が、「一定規模以上の担い手」に絞り込む所得政策に方針転換がなされ、平成19年度から「品目横断的経営安定対策」が始められている。小規模農家が多い本県の現状を踏まえると、担い手育成（認定農業者、一定の要件を満たす集落営農、農業法人等）を加速させる取り組みが重要である。  
現在、県が支援しているJAの「1支店1農場構想」が、国の所得助成を受けるための対処療法に留まっているように見受けられることから、本県農業の将来ビジョンを明確にし、より積極的な支援策を講ずること。
- (2) 地域間格差の拡大が社会問題化しており、この格差解消をはかるためにも、危機的な状況に陥っている農業の救済策を早急に打ち出すことが必要である。今後の農産物価格の動向等を考慮すれば、行政による価格の下支えなしでは新たな農業政策の展開は難しいと言える。農家の規模を限定しない価格補償制度や戸別補償制度の拡充を国に働きかけるとともに、県独自の支援策も充実させること。

(3) 香川型農業の展開にあたっては、単なる農産物収穫農業からの脱却をはかり、販売や加工も手がけられる営農組織の育成や「地産地消」の取り組みと連動させた支援システムを構築し、収益性の向上をめざした高付加価値農業を積極的に推進すること。

(4) 魅力ある経営と多様な担い手づくりを推進するため、いわゆる団塊の世代の大量退職者や意欲ある若者等が新規就農しやすい「営農支援システム」を農業関係団体等と連携して確立させ、その活用を広く県民にPRすること。

また、遊休農地の増加が懸念される地域においては、担い手不足を解消するため、地場の建設業者や食品会社の農業参入を積極的に促す取り組みを行うこと。

(5) 耕作地放棄が目立つ中山間地域等において、農地が有する国土保全機能を維持するために、高齢社会の生きがい対策と連動させ、非農家も含めたシルバー人材の活用ができるようセンター組織の整備を行い、非農家も含めた活動組織を整備して、恵まれた生活環境を享受する中で、健康増進と充実した晩年を過ごせる「高齢者福祉農園（仮称）」等の設立を目指すこと。

将来的には、恵まれた自然環境を活かし、陶芸・炭焼き、コミュニティー施設等の充実や、宿泊および住宅施設の整備を行い、高齢者等の集いの場所となる環境を整え、介護施設などを誘致することで、定住化につなげていく取り組みを推進すること。

(6) 国の「農地・水・環境保全向上対策」事業を積極的に推進するとともに、永続的な取り組みとしての支援策を講ずると共に、地域環境保全の推進に向けた支援を国に要望すること。

① 法の支援が平成23年度までの5年間の時限立法であり、活動開始時期が遅くなれば支援期間が短くなることから、水利組合や地元自治会への周知の徹底と相談体制の拡充を行い対象活動地域の拡大を図ること。

② 国の支援が平成23年度までの限定であり、地域での保全活動が定着しつつある段階で、その活動が崩壊する恐れがあることから、国に対し支援の継続を強く要望すること。

③ 国の支援策が「農業振興・農用地」に限定されており、農業用地の荒廃が著しい市街地周辺では「支援対象地域」となり難しいことから、各省庁間の連携による地域環境保全として、水路・ため池・河川・県道など含めた総合対策事業として拡充するよう国に要望すること。

④ 地域住民との協働による地域環境保全は、地球温暖化防止・国土保全にとって重要な取り組みであり、これらの取り組みを推進するための財源は国の責任において、事業に必要な財政措置を行うよう求めること。

また、県としては人的支援を充実させ、事業推進と地域協働の活性化に向けた指導、支援体制を強化すること。

## 九、教育政策

### 1. 教育条件の整備について

- (1) 香川型指導体制としての少人数指導・複数担任制の実施が進められているが、中学校で昨年度一部導入された「少人数学級編制」を小学校でも各小学校の実情や学年を考慮し弾力的運用（クラス分割）が出来るよう学校の裁量幅を拡大すること。
- (2) 今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果公表は、序列化につながる恐れがあることから、市町教育委員会に公表しないよう働きかけること。
- (3) 小・中学生の不登校が社会問題化してきている。香川県は昨年比で若干の減傾向にあるが絶対数から見て安堵できる状況にはなく、今日の社会情勢から見れば増加傾向の懸念はぬぐいきれない。不登校問題は学校現場だけのカウンセリングの対応では本質的に限界があり、保護者ケア、P T A・地域、および行政との子育て支援の連携の在り方など、抜本的な解決策に向けての対策を検討すること。
- (4) 通学路の安全確保のため、当該市町でP T Aおよび地域住民から歩道確保・整備に対する要望が出された場合は、県としても速やかに関係機関と連携し学童の安全確保に努めること。